

様式 24

卸売販売業許可申請書

営業所の名称		
営業所の所在地		〒
営業所の構造設備の概要		
医薬品の保管設備の面積		
医薬品の取扱品目		
（法人にあつては） 薬事に関する業務に 責任を有する役員の名		
営業所 管理者	氏 名	
	住 所	
	資 格	
兼営事業の種類		
相談時及び緊急時の連絡先		
欠格申請者（法人にあつては、薬事に関する役員を含む。）の責任を有する役員	(1)	法第 75 条第 1 項の規定により許可を取り消され、取消の日から 3 年を経過していない者
	(2)	法第 75 条の 2 第 1 項の規定により登録を取り消され、取消の日から 3 年を経過していない者
	(3)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3 年を経過していない者
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から 2 年を経過していない者
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
	(6)	精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
	(7)	卸売販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者
備 考	(担当者氏名： 電話：)	

上記により、卸売販売業の許可を申請します。

年 月 日

〒

住 所

氏 名

保健所長 様

（記載上の注意）

- 1 営業所の名称中に「薬局」の字句を用いることはできない。ただし、薬局において卸売販売業の許可を併せて受けようとする場合にあっては、この限りでない。
- 2 営業所の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 医薬品の取扱品目欄には、全般的に取り扱う場合は推定による販売品目数を、特定品目群のみを取り扱う場合はその特定品目群の名称及び推定による取扱品目数を記載すること。
- 4 営業所管理者の資格欄には、薬剤師であるときはその者の薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を、薬剤師以外の者であるときはその者が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 154 条各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 5 兼営事業の種類欄には、当該営業所において他の業務をあわせて行うときはその業務の種類を記載し、ないときは「なし」と記載すること。
- 6 相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。
- 7 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、申請者が個人の場合で当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは(1)及び(2)欄にあってはその理由及び年月日を、(3)欄にあってはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終り、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあってはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。
申請者が法人の場合は、法人及びその薬事に関する業務に責任を有する役員全員について当該事実がないときはそれぞれの欄に「全員なし」と記載し、ある場合はその者についてのみ氏名と事実を前述にならって記載し「他の者はなし」と付記すること。
- 8 年月日は、和暦で記載すること。

（添付書類）

- 1 営業所の平面図
- 2 申請者が法人であるときは、登記事項証明書
- 3 申請者（法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書〔様式 5〕
- 4 営業所管理者雇用（勤務）証明書〔様式 25 又は様式 26〕
- 5 営業所管理者の資格を証する書類（薬剤師免許証原本、卒業証書、卒業証明書、実務経験証明書等）

申請受付時に、薬剤師免許証原本又は卒業証書の場合は、申請書の「営業所管理者」欄を照合し、その場で薬剤師免許証又は卒業証書は返却する。新規薬剤師免許取得者で免許証がまだ届いていない場合は、免許証原本に代えて「登録済証明書」で照合する。

確認者は、申請書の余白に「薬剤師免許証対照済」「卒業証書対照済」と記載して押印すること。

営業所管理者が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 154 条第 1 項第 1 号ロ又はハ若しくは第 2 号ロ又はハに該当する場合、実務経験証明書〔様式 27〕を提出させること。

- 6 添付書類の省略について

必要な書類と同一の書類が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による許可の申請又はこれに係る届出の際に新潟県（新潟市を除く）に提出されている場合は、添付を省略することができる。

省略できるのは、省略する書類の名称と、提出先の許可の種類と許可番号及び許可（認定・届出）年月日を備考欄に付記したときに限る。

なお、提出先の許可が既に廃止されている場合は添付書類の省略はできないものである。